

府中町第5次総合計画の策定について

1 目的

総合計画とは、町政運営における最上位の計画で、本町が目指す「将来像」を実現するための指針を明らかにしたものである。

本町では、平成28年度に10年間を計画期間とする府中町第4次総合計画を策定し、社会情勢や町内情勢変化を踏まえた見直しを行いつつ、総合的かつ計画的なまちづくりに取り組んでいる。

こうした中、府中町第4次総合計画は令和7年度をもって最終年を迎えることから、これまでの取組状況や課題等を検証し、住民ニーズを踏まえ、府中町第5次総合計画を策定する。

2 計画の構成と計画期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成している。

なお、実施計画は府中町実施計画策定規則(昭和48年規則第14号)に基づき、別途作成するものとする。

(1) 計画の構成

① 基本構想

本町の将来像及びこれを実現するための基本的な理念を示すもの。

② 基本計画

基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すもの。

③ 実施計画

基本計画に基づく具体的な計画であり、施策を実現するための事業を示すもの。

(2) 計画期間

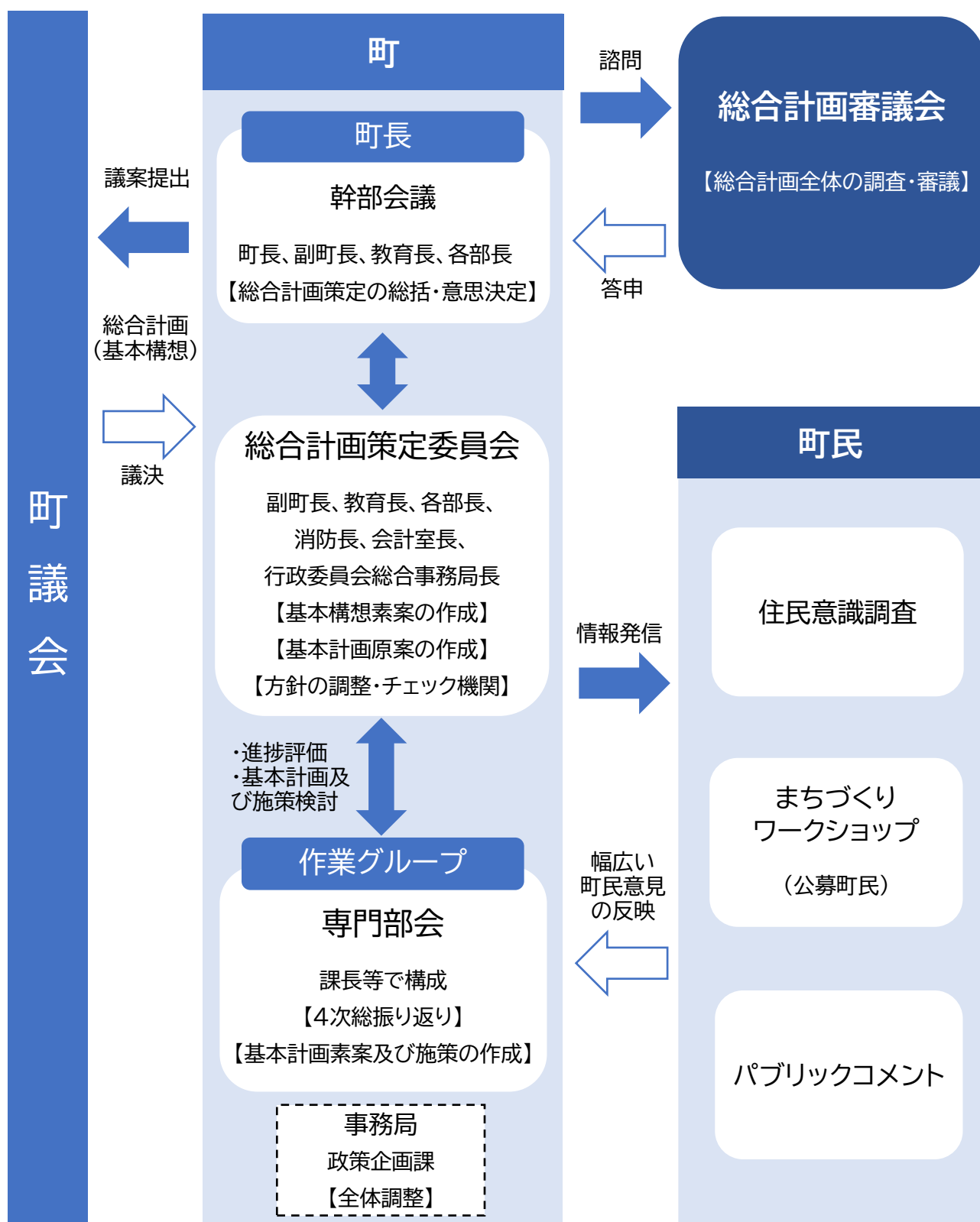
令和8年度～令和17年度

3 策定方針

- (1) 長期的展望に立った総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる計画とする。
- (2) 府中町第4次総合計画の取組結果を踏まえ、新たな行政課題及び住民ニーズを捉えた上で、郷土意識が持てる特色あるまちづくりを進めるための計画とする。
- (3) 誰にとっても(行政職員のみならず町民や事業者等に)わかりやすく、実効性のある計画とする。
- (4) 町は、地域における総合的な主体として、町民と協働したまちづくりを進めていくため、町民意向の反映に努めるものとする。

4 策定体制

基本構想及び基本計画(以下「基本構想等」という。)の策定に当たっては、次の体制で進めていくこととする。



(1) 庁内組織

① 幹部会議

ア 役割

総合計画の策定に関する業務の総括及び意思決定を行う。

イ 構成

府中町幹部会議規則(平成28年規則第23号)第2条のとおり

② 総合計画策定委員会

ア 役割

基本構想素案及び専門部会が示した基本計画素案について、審議及び調整を行い、幹部会議に付議する原案を作成する。

イ 構成

副町長(委員長)、教育長(副委員長)、各部長、消防長、会計室長、行政委員会総合事務局長

③ 専門部会

ア 役割

府中町第4次総合計画計上事業の検証、課題整理を行い、総合計画策定委員会に提案すべき基本計画素案を作成する。

イ 構成

課長の職にある職員及び課長から推薦された者

(2) 町民意向反映の体制

① 総合計画審議会

総合計画に関する必要な事項の調査及び審議を行うため、府中町総合計画審議会を設置する。

構成は、府中町総合計画策定条例(令和6年条例第28号)第7条のとおりとする。

② 町議会への報告

策定に係る進捗状況を全員協議会にて町議会議員へ報告を行い、その助言・意見を受けて、十分に町民意向を踏まえるとともに、基本構想案を議案として提出し、議決を求める。

③ 住民意識調査

ア 15歳以上の住民対象アンケート

住民基本台帳から無作為に抽出した15歳以上の町民を対象としたアンケート調査を実施する。

イ 町内事業者対象アンケート

町内の企業・事業者から無作為に対象者を抽出し、アンケート調査を実施する。

ウ 中学生対象アンケート

町立中学校の全生徒を対象としたアンケート調査を実施する。

④ まちづくりワークショップ

総合計画の策定段階から幅広く住民の意見を取り入れるため、住民参加型のワークショップを実施する。

⑤ パブリックコメント

総合計画の素案を公表し、広く住民等の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施する。

5 策定スケジュール(予定)

